

介護予防住宅改修事業

転倒の危険性が高い高齢者等の居宅に手すり等を取り付け、転倒を予防することにより、骨折等による要支援・要介護状態になるリスクを軽減し、在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ります。

【内容】

町が委託した事業者が1回5万円を上限とし、1回限り改修工事を助成します。
対象となる改造内容は次のとおりです。

- ① 手すりの取付け
- ② 簡易な段差スロープの取付け
- ③ その他転倒防止のための軽微な改造

※改造に係る材料は町が指定したものに限りします。

【利用料】

- ① 第1号被保険者介護保険料段階 第1段階～3段階の者・・・対象経費の1割
- ② 第1号被保険者介護保険料段階 第4段階～7段階の者・・・対象経費の2割
- ③ 第1号被保険者介護保険料段階 第8段階～9段階の者・・・対象経費の3割

※経費が限度額(5万円)を超えた場合は、その超えた部分は全額利用者負担となります。

【対象者】

基本チェックリストにおいて、「運動機能の低下」の項目で3項目以上に該当する者のうち、町が必要と判断した者。